

第46回田原市男女共同参画推進懇話会次第

日時：令和5年4月24日（月）

午後3時から

場所：田原市役所南庁舎4階 政策会議室

1 あいさつ

2 会長・副会長の選任

会 長：.....

副会長：.....

3 報告事項

(1) 田原市男女共同参画推進懇話会の概要

【資料1-1、1-2】

(2) 市の取組

【資料2-1～2-4】

4 議 題

(1) 令和5年度男女共同参画啓発事業（フェスティバル）について

【資料3】

5 その他

(1) 各委員の取組状況・意見

【資料4】

配付資料

【名簿・配席表】 ※当日配付

【資料1-1】 田原市男女共同参画推進懇話会規約

【資料1-2】 田原市男女共同参画推進懇話会の概要

【資料2-1】 男女共同参画推進事業について

【資料2-2】 令和5年度男女共同参画作品募集について

【資料2-3】 市民提案型委託制度（テーマ提示型）

【資料2-4】 田原市パートナーシップ宣誓制度※当日配布

【資料3】 令和5年度男女共同参画フェスティバルについて※当日配布

【資料4】 各委員の取組状況・意見 ※当日配付

【チラシ】 男女共同参画推進プランⅡ（R5.3修正） ※当日配付

田原市男女共同参画推進懇話会規約

(名称)

第1条 本会は、田原市男女共同参画推進懇話会と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、本市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業に取り組むこととする。

- (1) 田原市男女共同参画推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認すること。
- (2) 市全体及び各分野における取組を市民協働で推進すること。

(委員)

第4条 本会は、委員25人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名するものとし、第1号から第3号までに規定する委員は関係団体の推薦に基づき、第4号から第6号までに規定する委員は本会の目的に基づき判断するものとする。

- (1) 地域団体、福祉・医療団体その他市民活動団体の関係者
- (2) 産業関係団体の関係者
- (3) 各種委員会、市議会及び市の関係組織の関係者
- (4) 市の職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他男女共同参画推進に関わる個人又は団体の関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、年度の途中で指名された委員の任期は、就任の日から翌年度の末日までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の再任は、妨げないものとする。

(オブザーバー)

第5条 本会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、学識経験者の中から市長が指名する。

(役員)

第6条 本会は、委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 本会の会議は、年2回以上開催し、次に掲げる事項を議題とする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する事。
- (2) 第5条に規定する役員を選任及び本規約の改正に関する事。
- (3) その他会長が必要と認める事。

(部会)

第8条 本会は、市全体の男女共同参画推進事業等の企画運営機能として部会を設けることができる。

- 2 部会の設置、活動内容等は、前条の会議において決定する。
- 3 部会の構成員は、本会の委員から会長を選任する。
- 4 前項の規定にかかわらず、公募により、市民等を部会の構成員とすることができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、田原市企画部企画課が担当する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年6月17日から施行する。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

田原市男女共同参画推進懇話会の概要

1. 活動の方向性

懇話会は、田原市男女共同参画推進プランに掲げる目標の実現を図るための組織です。

「田原市男女共同参画推進プラン」

(平成18年度策定・平成24年度一部修正・平成28年度一部修正／計画期間：平成29年度～令和8年度)

- ・ **みんなが自分らしく輝けるまち・たはら**を将来都市像としている。
- ・ 5つの分野（推進目標）に分けて、**市の取組内容を具体的に掲げる**とともに、**市民・市民活動団体・事業者の取組のあり方を示し**、指標等を設定している。

2. 懇話会のあり方（懇話会規約参照）

（1）設置目的

本会は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、本市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことを目的とする。

（2）委 員

○**構成** … 市民、各種団体（地域・福祉・防災・教育・農商工等）の関係者、学識経験者、市の機関の職員等、合計25名以内で構成する。

※各分野での男女共同参画を進めることを目的としているため、委員数は多くなる。

○**任期** … 2か年度（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

○**選任** … 地域団体、福祉・医療団体、市民活動団体、産業関係団体、各種委員会、市議会及び市の関係組織の関係者は、関係団体からの推薦に基づき、市の職員、学識経験者、公募者は本会の目的に基づき市長が指名する。

（3）活動内容

① 推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認する。

② 市全体及び各分野における取組を市民協働で推進する。

※ 懇話会として実施する市全体に関わる調査研究・啓発事業等と、各委員の所属団体（分野）の取組の促進を想定する。

例) 市全体の活動 ⇒ 男女共同参画フェスティバル開催、課題研究、情報交換 等々
各分野の取組 ⇒ 個別分野の取組の推進・相互協力・支援、市の取組への対応 等々

（4）運 営

○**懇話会** … 年3回程度開催する。

○**部 会** … 活動内容② に掲げる取組を行うため部会を設けることができる。

○**事務局** … 事務局運営等の庶務は市（企画課）が行う。

男女共同参画推進事業について

—令和4年度実施事業、令和5年度実施予定事業—

	令和4年度実施	令和5年度予定
推進体制の整備、計画の進行管理	○田原市男女共同参画推進懇話会 開催 推進プランの目標達成のため、委員の取組や市の取組を確認し、市全体の男女共同参画を推進 (第43回:5月30日、第44回:11月18日、第45回:2月21日)	継続 (4月、9月、1月開催予定)
	○庁内ワーキング会議 開催 各事業担当課のプラン成果指標進捗状況の把握等 (5月開催、9月、1月プラン修正確認)	継続 (5月、9月、1月開催予定)
	○審議会等の女性登用促進 R4年度 22.29% (R4年4月)	継続 R5年度 未調査
啓発活動	○男女共同参画ニュース「Walk Together」 広報たはら8月1日号に男女共同参画に関する市民を掲載し、市民への意識啓発を行った。	継続 広報たはら8月1日号に掲載予定(1ページ)
	○男女共同参画フェスティバル開催 7月31日(日)	継続 7月30日(日) 【資料3】別途
	○男女共同参画作品募集 男女共同参画についての意識の高揚を図るため、男女共同参画に関する作文を市内の中学生対象に募集。 作文163件の応募	継続 男女共同参画作文募集 市内の中学生対象 【資料2-2】
	○市民提案型委託事業(テーマ提示型) スマイルの会 「自主避難所のサポート体制—非常食とトイレをメインに—」	継続 別紙募集要領による 【資料2-3】
	○講座・研修会開催 市職員を対象に男女共同参画研修を実施 (市政ほ—もん講座の申込無し)	継続
	○シンボルマークの活用 作成したシンボルマークを誌面上やイベント等で啓発に活用	継続 
その他	○パートナーシップ宣誓制度 R4.4.1から施行、東三河5市間で「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」締結	継続 【資料2-4】
	○愛知県男女共同参画人材育成セミナー受講支援 受講生の交通費を支援(受講希望者なし)	継続 受講生の交通費を支援(受講希望者なし)

令和5年度男女共同参画作文募集について（案）

目的：「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現に向けて、男女共同参画についての意識の高揚を図るため、男女共同参画に関する作文を募集します。

■男女共同参画に関する作文の募集

テーマ	家庭や地域、学校や職場などで、性別に関係なく、みんなが自分らしくいきいきと暮らしていくためにはどのようにすればよいか、日頃から思っていること、感じていることなどを自由に表現してください。 ※題名はテーマに即したものであれば自由です。	
対象	市内の中学生	
応募 内容・方法	作文	・400字詰め原稿用紙1～2枚程度 ※電子データで提出の場合は、ワード形式に限ります。
	・原稿の裏面または電子データの本文最後に応募者の学校名・学年・氏名(ふりがな)を明記のうえ、提出してください。 ・応募は1人1点、応募者本人が書いたもので未発表のものに限ります。	
応募締切	令和5年11月10日(金) ※学校経由で募集（各学校で募集期間を設定し、取りまとめ提出をお願いします。）	
審査	田原市男女共同参画推進懇話会で審査を行います。	
表彰・ 発表	<ul style="list-style-type: none"> ・最優秀賞 1点 賞：図書カード3,000円 ・優秀賞 1点 賞：図書カード2,000円 ・入賞 1点 賞：図書カード1,000円 ・入賞者は応募者本人に通知します。 ・参加賞あり。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・応募作文は返却しません。 ・入賞の有無に関わらず、応募作文に関する所有権、著作権は主催者側に帰属するものとし、ホームページ等への掲載や啓発活動等に使用する場合があります。 ・入選者の氏名、学校名、学年は公表を予定しています。 ・たはら健康マイレージ対象イベント（10点）の対象となっています。 	
応募先	〒441-3492 田原市田原町南番場 30-1 田原市企画部企画課協働係 E-mail : kyoudou@city.tahara.aichi.jp	

市民提案型委託制度【テーマ提示型】

この制度は、市が取り組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体の柔軟な発想で提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施することによるコストの縮減や、市民目線での事業展開による効果の広がりを図ることを目的としています。

1 募集するテーマ

【男女共同参画啓発事業】

(1) 事業内容

男女共同参画の意識を市民に広く啓発するための講座の企画及び開催やパンフレットの作成

《例》

- ・子どもや若者を対象とした男女共同参画に関する初級講座の開催
- ・あらゆる世代へ男女共同参画の意識を啓発する講座の開催
- ・地域活動へ女性の参画を促すためのパンフレットの作成
- ・防災分野での女性参画の仕組みを考えるワークショップの開催 等

(2) 事業費

13万円(上限) ※予算額は田原市議会第1回定例会議決後に確定します。

2 対象となる事業

対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 市が定めるテーマに合致している事業
- (2) 主に市内で実施される事業
- (3) 令和6年2月末までに完了する事業

3 対象とならない事業

対象となる事業であっても、以下のいずれかに該当する事業は対象としません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対

- することを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業
 - (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - (7) 他の制度の補助金等の交付を受ける事業
 - (8) その他、田原市が対象として不適当と認められる事業

4 提案できる団体の要件

提案できる団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（氏名・住所を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理が行われている又は行われる見込みがある団体

※提案団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

- (1) 市民提案型委託事業企画書（様式第1号）
- (2) 団体概要説明書（様式第2号）
- (3) 業務内訳書（様式第3号）
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 団体構成員の名簿（氏名・住所を記載）
- (6) 団体収支決算書（直近のもの）

※新しく設立した団体は、直近の収支決算書の代わりに、団体または団体構成員の市民活動実績に関する資料を添付することができます。詳細については、事前にご相談ください。

6 選考方法

提案事業の選考は、次の評価項目の観点から書類審査及び事業担当課へのプレゼンテーションを実施し、市が審査します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか ・地域の課題を的確に把握しているか
的確性 企画の確実性 専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案募集テーマに対して的確な事業であるか ・事業の企画が適切で精度の高いものであるか ・団体の能力や専門性が活かされる事業であるか
実行性 計画の実行性 遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか ・団体の事業を遂行する能力は妥当であるか
費用対効果 妥当性 効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内訳書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか ・課題に対する費用対効果は妥当であるか

7 提案募集

令和5年4月3日（月）～5月31日（水）午後5時まで ※必着

8 応募方法

直接持参、郵送もしくはメールにて

9 提出先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

田原市役所企画部企画課 宛

Eメール：kyoudou@city.tahara.aichi.jp

10 募集から事業完了までのスケジュール

- (1) 募集期間 {4月3日（月）～5月31日（水）}
- (2) 事業担当課へのプレゼンテーション審査（6月中旬）※委託候補団体決定
- (3) 担当課と委託候補団体の協議（6月下旬）
- (4) 契約の締結（6月下旬）
- (5) 事業実施（契約日～翌2月末）
- (6) 実績報告書の提出
- (7) 委託料の支払い

11 その他

- (1) 契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- (2) 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、市と受託団体との協議により企画案の一部を修正していただく場合があります。
- (3) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

1 2 問合せ先

田原市役所企画部企画課協働係

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

電話：0531-23-3507 FAX：0531-23-0669

Eメール：kyoudou@city.tahara.aichi.jp



1 パートナーシップ宣誓制度

「田原市パートナーシップ宣誓制度」は一方または双方が性的少数者(※)である2人が、人生のパートナーであることを要綱(別紙)に基づき宣誓し、市がその宣誓書を受理したことを認める制度です。(令和4年4月1日導入)

※性的少数者とは：性的指向や性自認等に関してのありようが性的多数派とは異なるとされている人々のことを言う。

2 パートナーシップ宣誓制度による支援制度(関係課で対応) R5.4.1 現在

支援制度		担当課
市営住宅	市営住宅に夫婦とみなして入居できる	建築課
タハナ	婚姻届け提出者へ贈る花束を受け取ることができる	農政課

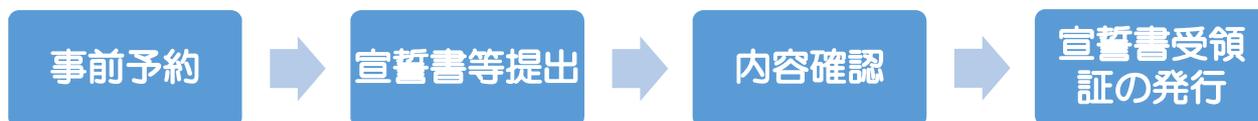
○今後も導入可能な支援制度について検討し随時導入

※民間のサービスの中には、受領証を提示することで、一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。(例：携帯電話会社の家族割、生命保険受取人の適用等)

3 パートナーシップ宣誓手続き

対象者	成年、市内住所要件、配偶者無、他のパートナーシップ宣誓者無等
必要書類	パートナーシップ宣誓書、住民票、戸籍抄本、マイナンバーカード等
宣誓	双方立会で市職員の前面において宣誓書を記入し提出
失効	パートナーシップの解消、転出等

○宣誓手続きの流れ



4 パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定

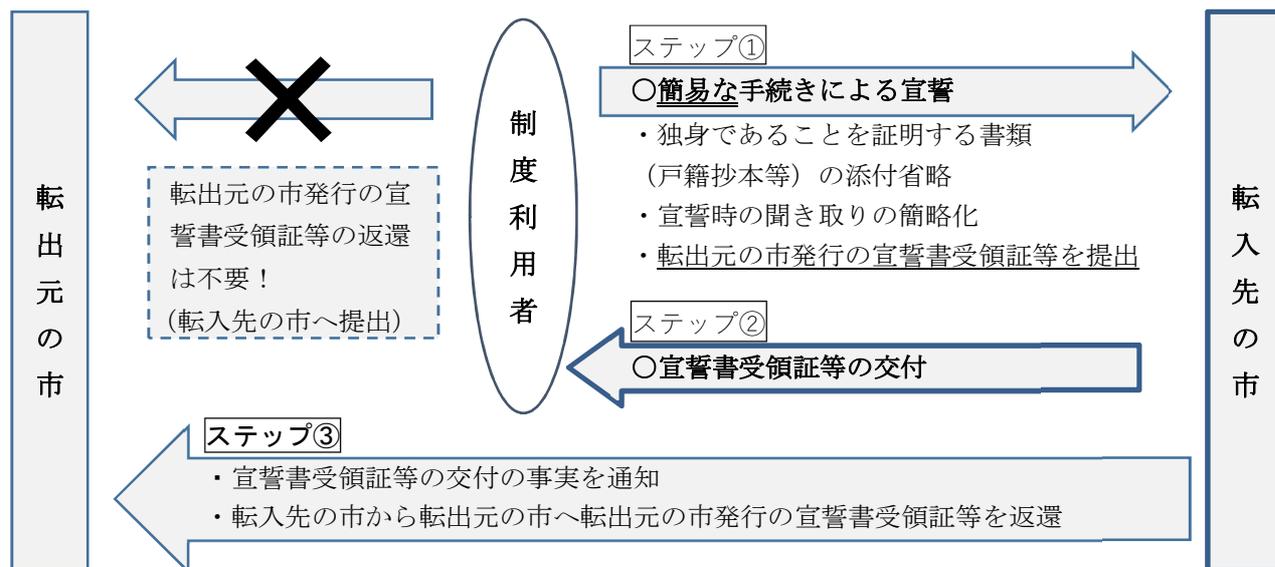
この連携協定は、東三河5市のいずれかのパートナーシップ宣誓制度を利用している者(以下「制度利用者」)が、東三河5市間で転出入の際、転入先の市でパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、転出入の両市が情報共有することで手続きの一部を簡素化できるというものです。(令和4年7月1日から)

○対象者

転入先の制度の要件を満たしている制度利用者

自治体間連携による手続きに必要な情報等の共有について承諾をしている制度利用者

○連携による手続きの流れ



5 田原市と東三河他市の状況 (R5.4.1 現在)

自治体名	導入年月日	対象者	住所要件	宣誓者
田原市	令和4年4月1日	一方または双方が性的少数者である2人	2人とも市内在住又は転入予定	0組
豊橋市	令和3年4月1日	一方又は双方が性的少数者である2人	少なくともどちらか1人が市内在住又は転入予定	7組
蒲郡市	令和4年1月4日	一方又は双方が性的少数者である2人 事実婚の2人	2人とも市内在住又は転入予定	2組
新城市	令和4年4月1日	一方又は双方が性的少数者である2人	少なくともどちらか一方が市内在住又は転入予定	0組
豊川市	令和4年7月1日	一方又は双方が性的少数者である2人	少なくともどちらか1人が市内在住又は転入予定	0組

※愛知県内17自治体(人口カバー率6割以上)で導入済み

【全国自治体の導入状況】

- 令和5年4月時点で全国272の自治体(人口カバー率6割以上)、で導入済み。
この制度は、令和2年12月に策定された国の第5次男女共同参画推進計画に、多様性に関する記述が加えられ、多様性を尊重する施策として、SDGs(持続可能な開発目標「⑤ジェンダー平等を実現しよう」)の達成にも資することから、今後も全国的に制度の導入が進むと考えられます。
- 令和4年12月末時点で全国延べ4,186組に証明書等が交付されています。

田原市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市男女共同参画推進プランⅡに基づき「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が市長に対して、互いがパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 田原市内に住所を有する者又は宣誓の日から3か月以内に田原市内への転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいない者であること。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにない者であること。

- (5) 共に宣誓をしようとする者同士が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にならないこと。ただし、パートナーシップを前提として養子縁組をし、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、双方共に市職員の面前において自ら記入したパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を、市長に提出しなければならない。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができる。

2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、田原市内への転入を予定している者については、その事実が確認できる書類によるものとする。

(2) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するときは、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

(1) 個人番号カード

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証

明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める書類

(締結自治体からの宣誓の継続)

第4条の2 田原市とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結している自治体（以下「締結自治体」という。）において、当該締結自治体の定めるところにより宣誓をしている者であって、田原市へ転入し、パートナーシップを継続しようとする者は、パートナーシップ継続届出書（様式第1号の2。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出の日前3月以内発行されたものに限る。）

(2) 締結自治体から交付された受領証等

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第4条第3項の規定は、届出書を提出する場合について準用する。この場合において、同項中「宣誓」とあるのは「届出」と、「宣誓書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。

4 市長は、第1項の規定による届出に基づいて、第6条第1項の規定によりパートナーシップ宣誓書受領証を交付したときは、当該届出をした者の転入元の締結自治体に次に掲げる書類を送付する。

(1) 届出書の写し

(2) 締結自治体から交付された受領証等

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用し

ているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、前条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓をした者又は第4条の2第1項の規定による届出をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号又は様式第2号の2。以下「受領証」という。)を宣誓者に交付するものとする。

- 2 市長は、宣誓者からの申出がある場合は、受領証のほか、パートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号又は様式第3号の2。以下「受領証カード」という。)を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 宣誓者は、受領証又は受領証カード(以下「受領証等」という。)を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。宣誓書に記載した氏名等に変更があった場合も、同様とする。

- 2 前項の規定による再交付を申請する場合は、毀損又は汚損の場合にあっては受領証等を、氏名等の変更の場合にあっては受領証等及び当該変更の内容が分かる書類を、再交付申請書に添付しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による再交付の申請を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。

4 第1項の規定による再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証等を市長に返還するとともに、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第5号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 前条の規定にかかわらず、第3条第2号に掲げる要件に該当しなくなった場合で、締結自治体へ転出し、当該締結自治体においてパートナーシップを継続しようとする者は、当該締結自治体の定めるところにより、当該締結自治体の長を経由して受領証等を返還するものとする。

(宣誓の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とする。ただし、第2号に該当するときは、同号の規定に違反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

(1) 宣誓者が、虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したとき。

(3) 宣誓者が、パートナーシップの宣誓をした時点において第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により宣誓が無効とされた場合は、第6条の規定により交付を受けた受領証等の返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第15回男女共同参画フェスティバルについて（案）

1 フェスティバルの概要

○目的

田原文化会館一体を会場に、「たはらエコフェスタ・男女共同参画フェスティバル2023合同開催」として開催。

男女共同参画フェスティバルとしては、「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現と、男女共同参画に対する意識の啓発を目的に、参加型のワークショップや市民活動団体による活動発表、パネル展示、バザー等の実施。

たはらエコフェスタとしては、「たはらゼロカーボンシティ」の表明を踏まえ、より一層のゼロカーボンに関する取り組みや市民の意識醸成を図る機会とし、ゼロカーボン推進、SDGsに関する内容を検討。

○主催 田原市男女共同参画推進懇話会、田原市、たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会

○日時 令和5年7月30日（日）10:00～15:00

○場所 田原文化会館

○内容 男女共同参画に対する意識を啓発するための市民活動団体による活動発表、ブース出展、参加型ワークショップ等
（SDGsの取組、意識啓発のための市民活動団体によるブース出展等）

2 フェスティバルの運営手法等

（1）運営体制について

○懇話会にフェスティバル運営部会を設置する。

- ①懇話会委員全員が部会メンバーとなり、その中から部会長、副部会長を選出する。
- ②懇話会ブースの企画、準備、当日運営を運営部会で行う。
- ③フェスティバル開催までに2回程度の運営部会を開催する。

○懇話会委員代表、企画課、環境政策課、廃棄物対策課、たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会代表で合同会議を設置する。

- ①会議の構成は、懇話会委員2名、企画課2名、環境政策課2名、廃棄物対策課1名、はらエコ・ガーデンシティ地域協議会2名とする。
- ②企画、準備、当日運営の調整等、開催までに数回開催する。
- ③懇話会フェスティバル運営部会、たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会との連絡調整。
- ③当日、会場全体運営（総合受付等）を行う。

懇話会代表

（2）懇話会出展内容の検討

- 出展のテーマ
- フェスティバル運営部会が準備
- 参加型のブース出展、啓発パネルの内容の検討

(3) 内容の改良・工夫

- エコフェスタとの相乗効果を図りながら、フェスティバルの開催趣旨である『男女共同参画社会の推進』のための内容が十分に伝わる方法を検討する。
- 若年層に対して男女共同参画の啓発を行う。
- 新型コロナウイルス感染の状況を踏まえて内容等を決める。
- SDGsに関連付けた内容、田原市制20周年の内容を検討する。

(4) 手配

- 啓発パネルの借用。(企画課)
- 図書館と連携し、フェスティバル開催日に合わせて男女共同参画関連の本のPR。(企画課)

＜参考＞これまでの懇話会の出展

第14回 (R4. 7. 31) エコフェスと 同時開催	○重点テーマ：「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」 ○出展内容：ジェンダーカルタ展示、男女共同参画啓発作文入賞作品パネル展示、4コマ漫画展示 ※講演会：「性の多様性を知る」
第13回 (R3. 8. 1)	○重点テーマ：設定なし ○出展内容：男女共同参画に関するパンフレット配布 ※講演会：「産婦人科医が語る大人にも知って欲しい現在の性教育」
◆令和2年度 中止	
第12回 (R1. 8. 25)	○イベントテーマ：「ジェンダーバイアスを越えて～気づいてますか、日常でのすりこみ～」 ○出展内容：「その常識はもう古い?」、「これって性暴力?」パネル展示、混合名簿 ※演劇「ジェンダーバイアスを越えて～気づいてますか、日常でのすりこみ～」
第11回 (H30. 8. 26) しみんのひろ ばと同時開催	○イベントテーマ：「ジェンダーバイアスを越えて～舞台に立ち、自分らしく輝く波を呼べ～」 ○出展内容：「LGBTの基礎知識」パネル展示、ジェンダーチェック、女性消防団や農業女子などの男女共同参画に関する展示 ※演劇「波のプリズム～華と雪～」
第10回 (H29. 8. 27) しみんのひろ ばと同時開催	○イベントテーマ：「市民がつくる男女共同参画のひろば」 ○出展内容：小林憲明氏による「ダキシメルオモイ」展&講演、フォトボイス (Photo Voice 写真と「声」) の展示、男女共同参画啓発パネル展示 ※映画「この世界の片隅に」上映
第9回 (H28. 8. 28)	○重点テーマ：「防災、防犯活動への男女共同参画の推進」 ○出展内容：「防災クイズ 知っててよかった!」、男女共同参画啓発パネル展示 ※映画「奇跡のリンゴ」上映
第8回 (H27. 8. 30)	○重点テーマ：「女性チャレンジの応援はまず家庭から」 ○出展内容：避難所運営 (段ボールのトイレ、ベッド、机等の組立てデモ)、男女共同参画啓発パネル展示 ※映画「ぼくたちの家族」上映
第7回 (H26. 8. 24)	○重点テーマ：「地域活動における男女共同参画」 ○出展内容：「安心できる避難所づくり～男女共同参画の視点を避難所運営に～」発表、男女共同参画啓発パネル展示 ※映画「そして父になる」上映
第6回 (H25. 8. 25)	○重点テーマ：「地域活動における男女共同参画」 ○出展内容：市内の地域活動への女性の参画状況を発表、男女共同参画啓発パネル展示 ※映画「幸福な食卓」上映&監督トークショー
第5回 (H24. 8. 26)	○重点テーマ：「身近な男女共同参画の推進」 ○出展内容：「介護はだれの仕事」を寸劇形式で発表、男女共同参画啓発パネル展示 ※映画「60歳のラブレター」上映
第4回 (H23. 8. 28)	○重点テーマ：「男女を隔てる意識の解消」 ○出展内容：交流の場、パネル展示、クイズラリー&苗木配布 ※映画「フラワーズ」上映
第3回 (H22. 9. 11)	○重点テーマ：「男女を隔てる意識の解消」 ○出展内容：交流の場、パネル展示、クイズラリー&苗木配布 ※同時開催 あいち国際女性映画祭「プリンセス・マヤ」上映
第2回 (H21. 9. 5)	○重点テーマ：「ワーク・ライフ・バランスの推進」 ○出展内容：交流会、ワークライフバランスパネル展示、苗木配布 ※同時開催 あいち国際女性映画祭「飛べ、ペンギン」上映
第1回 (H20. 9. 6)	○重点テーマ：なし ○出展内容：交流会、人身取引パネル展示、苗木配布 ※同時開催 あいち国際女性映画祭「ティラミス」上映

各委員の取組状況・意見

1	中西 秀一 委員
<p>◎田原市社会福祉協議会の取組</p> <p>① 晩田の居酒屋タマリバ店主の藤城さんを中心に、田原中学校ボランティアグループまたはランティアも協力して子ども食堂「たはらふれあい食堂」が開設されました。場所は居酒屋タマリバで、毎月第3日曜日のお昼に開設しています。</p> <p>子ども食堂は、子供から高齢者、国籍問わず地域の誰もが一緒に食事をする事で顔の見えるつながりをつくる活動です。田原市内で定期開催しているのは1か所のみです。他の地域に広がることを社協として支援しています。</p> <p>② 昨年度、赤い羽根共同募金の中で、テーマ別募金として「生理の貧困」をテーマに生理用品の購入費を申請しました。結果、今年度、生理用品購入費10万円が採択されました。市役所などに設置されている生理用品の購入費用に活用できます。</p>	
2	東島 恵美 委員
<p>◎田原青年会議所の取組</p> <p>J Cでの女性会員を増やすことで、市内での女性の活躍の場を増やす。 (女性目線での意見を取り入れる。)</p>	
3	金田 真也 委員
<p>◎報告事項</p> <p>①大草小学校の卒業式に参加。 男女各5名 計10名の卒業生 男女混合で整列 聞くとあいうえお順の男女混合名簿を今年から取り入れ何の違和感なく受け入れられた。</p> <p>②東部中学校新しい制服に変更 ジェンダーレス対応だが今のところ見当たらない。</p>	

◎女性会議W I Tウイットの取組

私たちの会は「すべての人が個人として尊重され各人が個性と能力を十分に発揮して、自由に自分の人生を築いていくことができる社会」を理想として、活動の軸足をジェンダー平等において、その実現のために学びあい、実践する活動をしています。

コロナ禍もあり、啓発活動の実施はできませんでした。毎月の例会ではメンバーから、障がいについて語ってもらったり、性教育の必要性を確認し合い学びを深めることができました。テレビ放映された「100分でフェミニズム」の録画を観ての学習では女性がどのように権利を獲得してきたのか、女性差別の歴史を知り、また性的に搾取されたり、貧困に喘ぐ女性たちに寄り添い支援する現場の声は大変な辛さを伴い、ジェンダー平等の必要性を強く感じました。

日本のジェンダーギャップ（男女格差）指数の順位は146か国中116位（2022年）でした。この順位を下げている大きな要素の一つに女性議員の少なさがあります。なぜ女性議員が少ないのか？女性の視点が必要であると言われているのに。女性の立候補を阻むものは何だろう？田原市議会は民主主義が成り立っているの？等の問いに、身近な田原市市議会を知ろうと、市議会の傍聴、議員との意見交換会を行いました。そして、私たちの住む町をどうしたいか責任を持ちたいとの思いで、市長候補者との意見交換会を主催しました。

私自身は余り多くは参加できず、普段は新聞の記事や本などから情報を得ることが多いのですが、参加出来た際に聞くグループメンバー以外の方の考えや思い、立場の違う方の意見は、知ることの大切さを実感させられています。

◎会議で話したいこと

- 第一回の市議会で辻議員から質問で女性の意見を表明できる場についてとあり、市は「先進事例を参考に実施手法などを研究していく」とのこと。先進事例はすぐ近くの新城市の取り組みがあります。平成27年から8年間コロナ禍の1年を除いて毎年実施されており、その効果が価値あるものと位置づけされ継続されていると考えます。このような事例が身近にあります。さらに研究をして時間をかけることに意味があるとは思えません。

現在女性議会議員募集がHPに出ています。以下紹介

【女性の視点から提案を行うことにより女性の市政への参画を推進することを目的に女性議会を開催します。所信表明を始め、勉強会などを行い、冬頃には皆さんからの質問、提案に対し市長や幹部職員がお答えします。】

開催時期：冬頃開催予定（年1回）定員：10人以内

*議会当日までに、オリエンテーション、所信表明、勉強会（3,4回）を行う予定です。

- 対象：1. 市内に在住、在学、在勤のおおむね 16 歳以上の女性
 2. 市政に興味があり、将来の新城市に対し積極的に発言できる女性
 3. グループでの参加もできます

《議会はユーチューブで公開され、提案事項進捗状況調査も行われ公開されています。

公開されている集合写真を見ると若い年代と見受けられ、高齢者に偏らない集まりになる可能性もあり、まちづくりの上でとても良いと思います。》

最近の新聞記事（中日）等から

- ・ 災害時の性暴力許さない 東日本大震災から 12 年（2023/3/10）
- ・ 障害者を審議会委員に 明石市が今春条例発行（2023/1/11）
- コミュニティ協議会内に一つの部門として「避難所運営委員会」を作れないか
 『避難所運営リーダーは女性とする』と規定する。防災パンフレットに女性の参加が必要とは書いてあるが、サブや参加では又繰り返される。リーダーは女性と規定し、コミュニティー内に部門を作ることで、どの地域にも女性リーダーがいることになる。そして当事者目線として障がい者をいれるべきと思う。福祉避難所はあるが誰もが其処に行けるわけでもない。
- ・ 働く女性の悩み共有 企業向け「フェムテック」導入広がる（2023/3/6）・・・
 女性職員の多い市役所から率先しては。
- ・ 大人にも必要な包括的性教育の知識（ウイルプラス N o 102）
- 私自身が労務を担ったとき、女性職員のひどい生理痛に対応し生理休暇を提案した際、男性職員から異議申し立てがあった。低用量ピルの知識もなく女性職員に的確な助言ができず「知識があれば」と悔いが残っている。

5	永田 みよ江 委員
<p>◎女性会議W I T ウィットの取組 4 月 13 日 市長候補者との意見交換会開催</p> <p>◎意見等 田原市の人口減少、少子化が止まりません。 勿論全国的なことですが。中学校卒業生の半数が豊橋の高校へ行くというのも理由がわかりません。 人口流出で激しいのが 20 代～30 代の女性というのもあるそうです。 女性にとって住みにくいまちは男性にとっても住みにくいのでは。 今後、この場で委員の皆さんと意見交換よろしくお願いします。</p>	

◎ヒッポファミリークラブの取組

ジェンダーについて

私なりに考えてみました。

何ができるのだろうか？

先入観ををなくすこと、固定観念に気づく事からかなと思います。

例えば

<3歳児神話>3歳までは母親が育てなければ、、、

私は10年くらい前までこの3歳児神話を信じ切っていました。

託児の仕事もしていたので託児を利用する母親達への感情も3歳児神話の影響を強く受けていたと思います。

その固定観念がひっくり返ったのはモンゴルの留学生ビルとの出会いからでした。

彼は生後3か月の時から両親はロシアに留学。 祖父母親戚に育てられたと、、、

話を聞きながら、さぞ寂しかっただろうと思いきや両親だけに育てられた弟の人見知りを心配していました。誰とでも楽しく話せる自分はいろんな人に育てられたからだ嬉しそうに話していました。

この瞬間、私の先入観と固定観念は大きく崩れ、ひっくり返ると同時に疑問へと変わりました。

3歳児神話って何だろう？

3歳児神話に縛られ子育てに負担を感じてしまう女性、女性に育児を任せておけば良いと

する男性 母親が3才までは育てなければという社会全体の空気

ジェンダーが進まない要因の一つがここにもありました。

3歳児神話は戦後の復興と、高度経済成長戦略だったようです。

1998年の厚生白書で3歳児神話には合理的根拠はないと否定しています。

私はいろんな言葉を多世代で赤ちゃんや子供のように楽しむヒッポファミリークラブで活動しています。

いろんな言葉いろんな人達との出会いは多様性にあふれ、同時に同じ人間だなということも感じます。

いろんな人と話すことはとても大切だと感じます。

そして自分が感じた事を誰かとシェアすることでまた新たな気づきがあります。

皆さんと一緒にいろんな話ができるといいなと思います。